

2025年（令和7年分）年末調整 提出書類確認チェックシート（従業員用）

スタッフ No _____

下記の質問に回答してください。「はい」にチェックを付けた場合は依頼事項に従って処理してください。

氏名 _____

質問	回答		依頼事項	担当者 使用欄
今年、中途入社し、かつ前職の源泉徴収票がありますか？	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい →	前職の源泉徴収票を提出してください。 (複数枚ある場合はすべて)	
配偶者がいますか？	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい →	扶養控除等（異動）申告書を記入（提出）してください。	
配偶者以外に扶養する子供や家族がいますか？	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい →	※ 扶養家族に収入がある場合には金額を記入してください。 ※ 一定以上の所得がある方は記入不要の場合があります。	
あなたを含む家族に障害者がいますか？	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい →	※ 翌年分（令和8年分）は、19歳以上23歳未満の家族について、所得が100万円以下となる見込みの方も記載してください。	
婚姻歴の有無に関わらず、子供を扶養していますか？	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい →		
働きながら学校に通っていますか？	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい →		
あなたが個人で直接支払ったものはありませんか？	・生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい →	
	・地震保険料、旧長期損害保険料	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい →	
	・国民年金	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい →	保険料控除申告書を記入してください。
	・国民年金基金	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい →	支払ったことがわかる証明書を添付してください。
住宅ローン控除（住宅借入金特別控除）を受けますか？ ※ 対象は住宅借入金特別控除が2年目以降の方です。 1年目の方は確定申告で控除を受けてください。	・国民健康保険料	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい →	
	・介護保険料	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい →	
本年中の合計所得金額(見積額)は2,500万円以下ですか？ ※ 給与の収入が2,000万円以下の場合に限ります。 給与の収入が2,000万円を超える場合は年末調整の対象外です。	・後期高齢者医療保険料	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい →	
	・小規模企業共済	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい →	住宅借入金等特別控除申告書を提出してください。 「年末借入金残高証明書」を添付してください。
配偶者控除、配偶者特別控除を受けますか？	・企業型DC(企業型確定拠出年金)	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい →	※ 住宅ローン控除の適用を受けた際の手続き方式によっては、 「年末借入金残高証明書」の添付が不要の場合があります。
	・iDeCo(個人型確定拠出年金)	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい →	
	・心身障害者扶養共済掛金	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい →	
特定親族特別控除を受けますか？	・	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい →	
	・	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい →	
	・	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい →	基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書を記入してください。
	・	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい →	
所得金額調整控除を受けますか？	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい →		

【提出期限と提出先】 令和7年12月1日までに担当者もしくは郵送にて提出して下さい。（郵送先は〒276-0020 八千代市勝田台北1-1-20 リーデン勝田台北口101）
※期限厳守をお願い致します。各年末調整の申告書とこちらのチェックシートを併せて提出してください。

【その他の】 書類等に不備がある場合には年末調整ができず、確定申告で還付等の手続きを受ける必要があります。
不明点がある場合には、担当携帯もしくは事務所（047-480-7571）まで連絡をお願いします。

令和8年分 紙と所得者の扶養控除等（異動）申告書



所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	株式会社K E N	(フリガナ)	あなたの生年月日	年 月 日	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 (提出している場合は、○印を付けてください。)
税務署長			あなたの氏名			
市区町村長	給与の支払者の法人(個人)番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。	あなたの個人番号	世帯主の氏名		
	給与の支払者の所在地(住所)	千葉県八千代市勝田台北1-3-19	あなたの住所 又は居所	あなたの継柄		
		(郵便番号 -)	配偶者の有無			

前年の申告内容
からの異動

※ 前年の申告内容から異動がない場合は、網掛け部分以外を記載する必要はありません。

◎この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するもので、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の「1 申告についてのご注意」等をお読みください。

記載のしかたはこちら



○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族 (平23.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの統柄	生年月日	住所又は居所	控除対象国外扶養親族 (該当する場合は○印を付けてください。)	令和8年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由
	1	████████████████		・・			円	
	2	████████████████		・・			円	
退職手当等を有する配偶者・扶養親族 ・特定親族	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの統柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族 (該当する項目にチェックを付けてください。)	令和8年中の所得の見積額(※)	障害者区分 異動月日及び事由
		████████████████		昭・・		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	円	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特別

1 申告についてのご注意

- この申告書は、令和8年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。
- この申告書に記載すべき事項が令和7年においてその給与の支払者を経由して提出した申告書に記載した事項から異動がない場合には、その記載すべき事項に代えて「異動がない」旨を記載した申告書（以下「簡易な申告書」といいます。）を提出することができます。簡単な申告書の提出に当たっては、国税庁ホームページに掲載している「記載のしかた」をご確認ください。（表面の二次元コードからもご確認いただけます。）
- この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動後の内容に補正してください。
- 2か所以上から給与の支払を受け、1か所から受けた給与だけでは、源泉控除対象配偶者に係る配偶者（特別）控除、源泉控除対象親族に係る扶養控除又は特定親族特別控除及び障害者控除等の控除額の全額が控除しきれない場合には、源泉控除対象配偶者や源泉控除対象親族を分けて他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出することができます。
- 年末調整において、基礎控除、配偶者（特別）控除又は特定親族特別控除の適用を受ける場合には、所要の事項を記載した「給与所得者の基礎控除申告書」、「給与所得者の配偶者控除等申告書」又は「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を作成し、令和8年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに給与の支払者に提出する必要があります。

2 記載についてのご注意

- この申告書を簡易な申告書として提出する場合には、「あなたの氏名」、「あなたの住所又は居所」及び「あなたの個人番号」欄を記載し、「前年の申告内容からの異動」欄の「なにせ」にチェックを付けてください。
- 「あなたの個人番号」及び「個人番号」欄には、それぞれ、あなたの、源泉控除対象配偶者、源泉控除対象親族、年齢16歳未満の扶養親族又は退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族のマイナンバー（個人番号）を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- 「給与の支払者の法人（個人）番号」欄には、この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号又はマイナンバー（個人番号）を記載してください。
- 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受けた給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受けた給与をいいます。
- 源泉控除対象親族が同居老親等である場合には、「老人扶養親族」欄の「同居老親等」に、同居老親等以外の老人扶養親族である場合には、同欄の「その他」にチェックを付けてください。
また、源泉控除対象親族が特定扶養親族である場合には、「特定扶養親族・特定親族」欄の「特定扶養親族」に、特定親族である場合には、同欄の「特定親族」にチェックを付けてください。
- 「令和8年中の所得の見積額」欄には、収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を記載してください。所得の種類が給与である場合には、収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額が給与所得の金額となります。
なお、非課税とされる旅費年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等などについては、源泉控除対象配偶者や源泉控除対象親族等の判定の基礎となる所得には含まれません。
- 源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けてください。
また、源泉控除対象親族が非居住者である場合には、次のとおり、「非居住者である親族」欄の該当する項目にチェックを付けてください。
イ その親族の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合…「16歳以上30歳未満又は70歳以上」
ロ その親族の年齢が30歳以上70歳未満で一定の要件を満たす人（下記④ロハに該当する人）である場合…「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該当する項目（2以上の項目に該当する場合はいずれか1つ）
(注)「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない人をいいます。
- 「生計を一にする事実」欄には、控除対象扶養親族が非居住者である場合に、年末調整時に、令和8年中にその親族に送金等をした金額の合計額を記載してください（その非居住者が「特定親族」である場合にはこの欄を記載する必要はありません。）。
- 「障害者又は勤労学生の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。
イ 障害者（特別障害者）…障害の状態又は交付を受ける手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）などの障害者（特別障害者）に該当する事実。その人が同一生計配偶者は扶養親族の場合には、併せてその人の氏名（特別障害者であるときは同居の有無）、マイナンバー（個人番号）（住所又は居所、生年月日、あなたとの絆柄及び令和8年中の所得の見積額（これらの事項のうち「源泉控除対象配偶者」欄、「源泉控除対象親族」欄又は「住民税に関する事項」欄に記載している事項については、氏名を除き、記載を省略できます。）
また、その同一生計配偶者は扶養親族が非居住者である場合には、その旨及び令和8年中にその同一生計配偶者又は扶養親族に送金等をした金額の合計額（送金等をした金額の合計額は、年末調整時に記載します。）
(注)一定の要件の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
ロ 勤労学生…学校名と入学年月日及び令和8年中の所得の種類とその見積額
(注)寡婦又はひとり親のみに該当する人については、この欄の記載を要しません。
- あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときは、扶養親族等（控除対象配偶者、障害者である同一生計配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族、障害者である扶養親族又は特定親族をいいます。）を他の所得者の扶養親族等としたり、また、その生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に記載してください。
- 「住民税に関する事項」欄は、「扶養親族のうち年齢16歳未満の入を有する場合及び②退職手当等（源泉徴収されるものに限ります。以下①において同じです。）の支払を受ける配偶者（所得の見積額が133万円以下である人に限ります。）扶養親族又は特定親族を有する場合並びに③寡婦又はひとり親に該当する場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族を有する場合に限ります。）に記載してください（住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には退職所得の金額は含めないとされています。）退職手当等の支払を受ける年齢16歳未満の扶養親族について、退職所得の金額を含む所得の見積額が58万円を超える場合には、「16歳未満の扶養親族」欄は記載せず、「退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族」欄のみ記載します。また、「控除対象外国外扶養親族」欄又は「非居住者である親族」欄を記載した場合には、下記③(2)の確認書類を令和9年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。「住民税に関する事項」欄について、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

3 添付書類

- 年の中途中で就職した人で前職のある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年の中途中で従たる給与を主たる給与に変更した人は、変更前の主たる給与の支払者から交付を受けた源泉徴収票などを添付してください。
- 「A」～「C」欄に記載した親族が非居住者である場合に必要な添付書類等、手続の詳細は、国税庁ホームページに掲載している「非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ」をご確認ください。
- あなたが、勤労学生である場合（専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の訓練生の場合に限ります。）には、文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書の写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書を添付してください。



非居住者である親族について
扶養控除等の適用を受ける方へ

4 扶養親族等の範囲

【①同一生計配偶者】 所得者（この申告書を提出する人をいいます。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者（以下「青色事業専従者等」といいます。）を除きます。）で、令和8年中の所得の見積額が58万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が123万円以下）の人

【②控除対象配偶者】 ①の同一生計配偶者のうち、令和8年中の所得の見積額が1,000万円以下である所得者の配偶者

【③源泉控除対象配偶者】 所得者（令和8年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除きます。）で、令和8年中の所得の見積額が95万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が160万円以下）の人
(注)夫婦の双方がお互いに源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。

【④扶養親族】 所得者と生計を一にする親族（児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子及び老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人を含み、配偶者及び青色事業専従者等を除きます。）で、令和8年中の所得の見積額が58万円以下の人の

【⑤控除対象扶養親族】 ④の扶養親族のうち、次の場合の区分に応じ、それぞれ次に該当する人
イ 扶養親族が居住者の場合 年齢16歳以上の人（平成23年1月1日以前に生まれた人）
ロ 扶養親族が非居住者の場合 次のいずれかに該当する人
(イ) 年齢16歳以上30歳未満の人（平成9年1月2日から平成23年1月1日までの間に生まれた人）
(ロ) 年齢70歳以上の人（昭和32年1月1日以前に生まれた人）
(ハ) 年齢30歳以上70歳未満の人（昭和32年1月2日から平成9年1月1日までの間に生まれた人）のうち、「留学により国外に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和8年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人」

【⑥特定扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人（平成16年1月2日から平成20年1月1日までの間に生まれた人）

【⑦老人扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人（昭和32年1月1日以前に生まれた人）

【⑧特定親族】 所得者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満（平成16年1月2日から平成20年1月1日までの間に生まれた人）の親族（児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子を含み、配偶者及び青色事業専従者等を除きます。）で、令和8年中の所得の見積額が58万円超123万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が123万円超188万円以下）の人

【⑨源泉控除対象親族】 ⑤の控除対象扶養親族又は⑧の特定親族のうち令和8年中の所得の見積額が100万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が165万円以下）の人のいずれかに該当する人
(注)親族の双方がお互いに特定親族に係る控除の適用を受けることや、特定親族に係る控除の適用を受ける親族を特定親族として控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。

【⑩同居老親等】 ⑦の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人

【⑪障害者（特別障害者）】 所得者本人又はその①の同一生計配偶者や④の扶養親族で、次のいずれかに該当する人
イ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人……全て特別障害者になります。
ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人……このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。
ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人……このうち、障害等級が1級の人は、特別障害者になります。
ニ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人……このうち、障害の程度が1級又は2級の人は、特別障害者になります。
ホ 戰傷病者手帳の交付を受けている人……このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人は、特別障害者になります。
ヘ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人……全て特別障害者になります。
ト 常に就床を要し、複雑な介護を要する人……全て特別障害者になります。
チ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人（昭和37年1月1日以前に生まれた人）で、市町村長、特別区の区長や福祉事務所長から、イ、ロ又はニに準ずる障害があると認定されている人……このうち、イ、ロ又はニの特別障害者と同程度の障害がある人は、特別障害者になります。

【⑫同居特別障害者】 ①の同一生計配偶者又は④の扶養親族のうち特別障害者で、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人

【⑬寡婦】 所得者本人で、次のいずれかに該当する人のうち、令和8年中の所得の見積額が500万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が6,777,778円以下）かつ、その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がない人（⑪のひとり親に該当する人の配偶者を除きます。）
イ 夫と離婚した後婚姻をしていない人で、④の扶養親族を有する人
ロ 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人

【⑭ひとり親】 所得者本人で、次の全てに該当する人のうち、令和8年中の所得の見積額が500万円以下、かつ、その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がない人
イ 現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が明らかでない人
ロ その所得者と生計を一にする子（他の人の①の同一生計配偶者又は④の扶養親族とされている者を除き、令和8年中の総所得金額等の見積額が58万円以下の子に限ります。）を有する人

【⑮勤労学生】 所得者本人で、次の全てに該当する人のうち、令和8年中の所得の見積額が500万円以下、かつ、その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がない人
イ 大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける訓練生であること。
ロ 自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得（以下「給与所得等」といいます。）があること。
ハ 令和8年中の所得の見積額が85万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が150万円以下）であって、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下であること。

令和7年分 紙と所得者の基礎控除申告書 兼 紙と所得者の配偶者控除等申告書 兼 紙と所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の 名稱(氏名)	株式会社 K E N	(フリガナ) あなたの氏名
税務署長	給与の支払者の 法 人 番 号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます)が記載してください。	
税務署長	給与の支払者の 所 在 地(住 所)	千葉県八千代市勝台北1-3-19	
		あなたの住所 又 は 居 所	

記載のしかたはこち
ら



基・配・
特・所

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

◆ 紙と所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 紙と所得		円
(2) 紙と所得以外の所得の合計額		円

あなたの本年中の合計所得金額の見積額
(1)と(2)の合計額)

○ 控除額の計算

<input type="checkbox"/> 132万円以下	95万円	区分 I (左のA~Cを記載)
<input type="checkbox"/> 132万円超 336万円以下	88万円	
<input type="checkbox"/> 336万円超 489万円以下	68万円	
<input type="checkbox"/> 489万円超 655万円以下	63万円	
<input type="checkbox"/> 655万円超 900万円以下	58万円	基礎控除の額 ※「区分 I」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。
<input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下	(B)	
<input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下	(C)	
<input type="checkbox"/> 1,000万円超 2,350万円以下	48万円	
<input type="checkbox"/> 2,350万円超 2,400万円以下	32万円	
<input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下	16万円	
<input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下		

◆ 紙と所得者の特定親族特別控除申告書 ◆

○ 特定親族の氏名等 (注)「特定親族」に該当するかは、裏面の3-1の(1)をご確認ください。

(フリガナ) 特定親族の氏名	特定親族の個人番号	あなたとの統納	特定親族の生年月日 (平15.1.2生~平19.1.1生)	あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所	非居住者である特定親族 生計を一にする事実	特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	特定親族特別控除の額
1			平成 年月日			円	円
2			平成 年月日			円	円

○ 控除額の計算

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	58万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超125万円以下	125万円超130万円以下	130万円超133万円以下
控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円	2万円	1万円

※「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

要件 (注)1	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者 ^{(注)2}	(右の★欄のみを記載)	扶養親族等 (フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	左記の者の個人番号	左記の者の生年月日	特別障害者に該当する事実 扶養控除等申告書のとおり
	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者 ^{(注)2} が特別障害者	(右の☆欄及び★欄を記載)			年月日	
	<input type="checkbox"/> 扶養親族 ^{(注)2} が特別障害者	(右の☆欄及び★欄を記載)		あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	左記の者の本年中の合計所得金額の見積額	
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満(平15.1.2以後生)	(右の☆欄のみを記載)		あなたとの統納	円	

(注) 1 「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載することで差し支えありません。

2 「特別障害者」、「同一生計配偶者」及び「扶養親族」に該当するかは、裏面の4-1の(4)をご確認ください。

◆各申告書の記載に当たってのご注意◆

1 これらの申告書は、令和7年12月1日以後に行う年末調整において基礎控除、配偶者（特別）控除、特定親族特別控除又は所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に、令和7年の最後に給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者（2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合には、主たる給与の支払者（「扶養控除等申告書」を提出した給与の支払者））に提出してください。

（注）あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が2,000万円を超える場合には、年末調整は行われません。

2 「基礎控除申告書」及び「配偶者控除等申告書」は、次の場合に応じて記載してください。

（1）あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の順に記載してください。

（2）上記（1）以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください（「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません。）。

3 「特定親族特別控除申告書」は、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする場合に記載してください。

4 「所得金額調整控除申告書」は、年末調整において所得金額調整控除を受けようとする場合に記載してください。

なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合には又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除を受けることはできません。

5 「配偶者控除等申告書」、「特定親族特別控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」の「個人番号」欄については、一定の要件の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

6 非居住者^{（注）}である親族について配偶者（特別）控除又は特定親族特別控除を受けようとする場合は、その親族に係る「親族関係書類」及び「送金関係書類」を提出し、又は提示する必要があります。詳しくは、国税庁ホームページに掲載している「非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ」をご覧ください。

（注）「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない個人をいいます。



非居住者である親族について
扶養控除等の適用を受ける方へ

各申告書の合計所得金額について

各申告書の「本年中の合計所得金額の見積額」欄の記載に当たっては、国税庁ホームページに掲載している「合計所得金額の計算について」をご参照ください。



合計所得金額の計算について

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

1-1 申告についてのご注意

あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円を超える場合には、基礎控除の適用を受けることができません。

1-2 記載についてのご注意

「あなたの本年中の合計所得金額の見積額（（1）と（2）の合計額）」欄により計算した合計所得金額の見積額に基づき「判定」欄にチェックを付け、その該当する控除額（95万円、88万円、68万円、63万円、58万円、48万円、32万円又は16万円）を「基礎控除の額」欄に記載してください。

なお、「判定」欄にチェックを付けた項目が（A）～（C）に該当する場合は、その該当する区分（A～C）を「区分I」欄に記載してください（「配偶者控除等申告書」を記載する必要が無い場合は、「区分I」欄の記載は必要ありません。）。

◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆

2-1 申告についてのご注意

（1）あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合又はあなたの配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が2,015,999円）を超える場合には、配偶者（特別）控除の適用を受けることができません。

（2）あなたの配偶者が、あなた以外の所得者の扶養親族若しくは特定親族とされる場合、青色事業専従者として給与の支払を受ける場合又は白色事業専従者に該当する場合には、配偶者（特別）控除の適用を受けることができません。

（3）夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

2-2 記載についてのご注意

（1）「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額（（1）と（2）の合計額）」欄により計算した合計所得金額の見積額に基づき「判定」欄にチェックを付け、その該当する区分（①～④）を「区分II」欄に記載してください。

（2）「基礎控除申告書」の「区分I」欄（A～C）及びこの申告書の「区分II」欄（①～④）にそれぞれ記載した区分を「控除額の計算」の表に当てはめて求めた控除額を「配偶者控除の額」欄又は「配偶者特別控除の額」欄に記載してください。

（注）「基礎控除申告書」の「区分I」欄が（A）～（C）に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分II」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者（特別）控除の適用を受けることはできません。

（3）非居住者である配偶者について配偶者（特別）控除の適用を受ける場合には、「非居住者である配偶者」欄に○印を付け、「生計を一にする事実」欄に本年中にその配偶者に送金等をした金額の合計額を記載してください。

◆給与所得者の特定親族特別控除申告書◆

3-1 申告についてのご注意

（1）「特定親族」とは、あなたと生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が123万円超188万円以下）の人をいいます。

（2）あなたの親族が、2人以上の所得者の特定親族に該当する場合には、その親族は、これらの所得者のうちいずれか1人の特定親族にのみ該当するものとみなされます。この他にも特定親族特別控除の適用を受けることができない場合がありますので、国税庁ホームページに掲載している「記載のしかた」をご確認ください（この申告書表面の二次元コードからもご確認いただけます。）。

3-2 記載についてのご注意

（1）「特定親族の本年中の合計所得金額の見積額」欄に記載した金額を「控除額の計算」の表に当てはめて求めた控除額を「特定親族特別控除の額」欄に記載してください。

（2）非居住者である親族について特定親族特別控除を受ける場合には、「非居住者である特定親族」欄に○印を付け、「生計を一にする事実」欄に本年中にその親族に送金等をした金額の合計額を記載してください。

◆所得金額調整控除申告書◆

4-1 申告についてのご注意

（1）あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合には、所得金額調整控除を受けることができません。

（2）所得金額調整控除には、夫婦共働き世帯のように同じ世帯に所得者が2人以上いる場合において、特別障害者や扶養親族1人ごとに、同一世帯内のいずれか1人の所得者にのみ適用されるという制限がありません。したがって、夫婦ともに給与の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に年齢23歳未満の扶養親族である子が1人いるような場合には、その夫婦双方が、この控除を受けることができます。

（3）年末調整における所得金額調整控除の額については、主たる給与の支払者（「扶養控除等申告書」の提出を受けた給与の支払者）が計算することになります（最大15万円）。

（4）所得金額調整控除申告書の注2の用語の説明は次のとおりです。

イ 特別障害者

次のいずれかに該当する人をいいます。

① 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人

② 精神保健指定医などから重度の知的障害者と判定された人

③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人のうち、障害等級が1級の人

④ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人のうち、障害の程度が1級又は2級の人

⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている人のうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人の

⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人

⑦ 常に就寝を要し、複雑な介護を要する人

⑧ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上（昭和36年1月1日以前生）の人で、その障害の程度が①、②又は④に該当する人と同程度である人として市町村長、特別区の区長や福祉事務所長の認定を受けている人

ロ 同一生計配偶者

あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）

で、本年中の合計所得金額の見積額が58万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が123万円以下）の人をいいます。

ハ 扶養親族

あなたと生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、本年中の合計所得金額の見積額が58万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が123万円以下）の人をいいます。

なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、本年中の合計所得金額の見積額が58万円以下の人も扶養親族に含まれます。

4-2 記載についてのご注意

（1）所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください（該当者が複数人いる場合は、いずれか1名を記載することを差し支えありません。）。

（2）「★特別障害者」欄の「特別障害者に該当する事実」欄には、障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）などの特別障害者に該当する事実を記載してください（特別障害者に該当する人が「扶養控除等申告書」に記載している特別障害者と同一である場合には、特別障害者に該当する事実の記載に代えて「扶養控除等申告書のとおり」にチェックを付けることで差し支えありません。）。

令和7年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	株式会社KEN						(フリガナ) あなたの氏名			
税務署長	給与の支払者の法人番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます。)が記載してください。									
	給与の支払者の所在地(住所)	千葉県八千代市勝田台北1-3-19						あなたの住所 又は居所			

記載のしかたはこちら



保

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

保険会社等の名称		保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名	新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認
一般の生命保険料							(a)	円
							(a)	
							(a)	
							(a)	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額	A		円	Aの金額を下の計算式I(新保険料等用)に当てはめて計算した金額		① (最高40,000円)	計(①+②)	③ (最高40,000円)
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	B		円	Bの金額を下の計算式II(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額		② (最高50,000円)	②と③のいずれか大きい金額	① (最高50,000円)
介護医療保険料							(a)	円
							(a)	
							(a)	
(a)の金額の合計額	C		円	Cの金額を下の計算式I(新保険料等用)に当てはめて計算した金額		④ (最高40,000円)	計(④+⑤)	⑥ (最高40,000円)
個人年金保険料				支払開始日			(a)	円
				支払開始日			(a)	
				支払開始日			(a)	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額	D		円	Dの金額を下の計算式I(新保険料等用)に当てはめて計算した金額		⑦ (最高40,000円)	計(⑦+⑧)	⑨ (最高40,000円)
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	E		円	Eの金額を下の計算式II(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額		⑩ (最高50,000円)	⑪と⑫のいずれか大きい金額	⑫ (最高50,000円)
計算式I(新保険料等用)※				計算式II(旧保険料等用)※				
A、C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式		
20,000円以下		A、C又はDの金額		25,000円以下		B又はEの金額		
20,001円から40,000円まで		(A、C又はD)×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで		(B又はE)×1/2+12,500円		
40,001円から80,000円まで		(A、C又はD)×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで		(B又はE)×1/4+25,000円		
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円		

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

地震保険料控除	保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している者等の氏名	地震保険料又は旧長期損害保険料区分	あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額(分配を受けた新保険料等のうち、左欄の区分に係る金額)	給与の支払者の確認	
地震保険料控除	Ⓐのうち地震保険料の金額の合計額						Ⓑ (最高50,000円)	
	Ⓐのうち旧長期損害保険料の金額の合計額						Ⓒ (最高15,000円)	
	地震保険料控除額	(Ⓑの金額)		+ (Ⓒの金額)		10,000円を超える場合は、(Ⓒ×1/2+5,000円)※		(最高50,000円)
								円
社会保険料控除	社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人の氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額				
合計(控除額)								円
小規模企業共済等掛金控除	種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額						
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金						円		
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金						円		
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金						円		
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金						円		
合計(控除額)								円

○ 控除の対象となる保険料の範囲等と添付書類について

控除の対象となる保険料の範囲等		添付書類(※)
生命保険料	生命保険料控除の対象となる生命保険料とは、一定の生命保険契約等(年金を給付する定めのあるものを含みます)、あるいは疾病若しくは身体の傷害により入院して医療費を支払ったことなどに基にして保険金が支払われる一定の保険契約に基づき、あなたが本年中に支払った保険料や掛金をいいます。 なお、控除の対象となる保険料や掛金は、保険契約等の内容や契約締結日などによって次のように区分されますから、生命保険会社等が発行した証明書類などによって、控除の対象となるものかどうかと各保険料の区分を確認し、保険料の区分ごとに所定の欄に記入してください。	<p>生命保険会社等が発行した証明書類 なお、一般的生命保険料のうち旧生命保険料にあっては一契約の保険料(分配を受けた剩余额、割戻金を差し引いた残額)が9,000円を超えるものについて、また、旧生命保険料以外の保険料にあっては金額の多少にかかわらず全てのものについて必要です。 また、勤務先を対象とする団体特約により払い込んだ生命保険料については、この申告書に記載した「あなたが本年中に支払った保険料等の金額」、「保険金等の受取人」などに誤りがないことについて、勤務先の代表者又はその代理人の確認を受けたときは、証明書類を添付する必要はありません。</p>
	契約締結日	
	平成23年12月31日以前(旧保険料等)	平成24年1月1日以後(新保険料等)
一般の生命保険料	旧生命保険料	新生命保険料
介護医療保険料	-	介護医療保険料
個人年金保険料	旧個人年金保険料	新個人年金保険料
(注) 1	生命保険料控除額は、「一般の生命保険料」と「介護医療保険料」、「個人年金保険料」を区分し、それぞれ表面の計算式に基づき算出した各控除額を合計した金額(最高120,000円)となります。	
2	「一般の生命保険料」と「個人年金保険料」について、「新・旧の区分」欄の記載に当たっては、新保険料等が旧保険料等に応じて、いずれか一方を○で囲んでください。	
3	「一般の生命保険料」又は「介護医療保険料」の対象となる保険契約等は、その契約等に基づく保険金等の受取人の全てをあなた又はあなたの配偶者その他の親族とするものに限ります。	
	また、「個人年金保険料」の対象となる保険契約等は、その契約に基づく年金の受取人をあなた又はあなたの配偶者が生存している場合には、そのいずれかとするものに限ります。	
地震保険料等	地震保険料控除の対象となる地震保険料とは、あなた又はあなたと生計を一にする親族の家屋で當時その居住の用に供しているものや、これらの人々の生活に通常必要な家財を保険又は共済の目的とし、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害(以下「地震等損害」といいます)によりこれらの資産について生じた損失の額を填補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に基づき、あなたが本年中に支払った保険料や掛金のうち地震等損害部分の保険料や掛金(以下「地震保険料」といいます)をいいます。 また、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(注1)に基づいてあなたが本年中に支払った保険料や掛金(以下「旧長期損害保険料」といいます)については、地震保険料控除の対象とすることができます。 ただし、一つの損害保険契約等が、地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等と長期損害保険契約等のいずれの契約区分にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、地震保険料控除の控除額を計算します。 なお、控除対象となる地震保険料の金額又は旧長期損害保険料の金額については、損害保険会社等が発行した証明書類などによって確認してください。	<p>損害保険会社等が発行した証明書類 なお、保険料の金額の多少にかかわらず全てのものについて必要です。 また、団体特約により損害保険料を払い込んだ場合の取扱いは、生命保険料と同様です。</p>

控除の対象となる保険料の範囲等		添付書類(※)
地震保険料等	<p>(注) 1 平成18年度の税制改正前の所得税法第77条第1項に規定する損害保険契約等のうち、保険期間又は共済期間の満了後に満期返戻金を支払う旨の特約のある契約等でこれらの期間が10年以上のものであり、かつ、平成19年1月1日以後に契約の変更をしていないものに限るものとし、その契約等の保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後であるものを除きます。</p> <p>2 「地震保険料又は旧長期損害保険料の区分」欄の記載に当たっては、地震保険料か旧長期損害保険料かに応じて、いずれか一方を○で囲んでください。</p>	
社会保険料	<p>あなた又はあなたと生計を一にする親族が負担することになっている次のような保険料で、あなたが本年中に支払ったものが控除の対象となります。</p> <p>① 国民健康保険の保険料や国民健康保険税 ② 健康保険、厚生年金保険や船員保険の保険料(任意継続被保険者の負担すべき分を含みます) ③ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険料(後期高齢者医療制度の保険料) ④ 介護保険法の規定による介護保険の保険料 ⑤ 国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金 ⑥ 農業者年金の保険料や雇用保険の労働保険料など</p> <p>(注) 1 給与から差し引かれた社会保険料は、改めてこの申告書によって申告するまでもなく控除の対象とされますから、記載する必要はありません。</p> <p>2 記載に当たっては、未払のものや1年超の前納(法令の規定に基づく一定の前納を除きます)のものを含めていいかご確認ください。</p>	<p>左記⑤の保険料又は掛金については、厚生労働省又は各国民年金基金が発行した証明書類 ⑤以外については、証明書類を添付する必要はありません。</p>
小規模企業共済等掛金	<p>あなたが本年中に支払った次に掲げる掛金が控除の対象となります。</p> <p>① 独立行政法人中小企業基盤整備機構と締結した共済契約(旧第2種共済契約を除きます)に基づく掛金 ② 確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金 ③ 確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金 ④ 地方公共団体が条例の規定により精神又は身体に障害がある者に関する実施する心身障害者扶養共済制度で一定の要件に該当する契約に基づく掛金</p> <p>(注) 給与から差し引かれた小規模企業共済等掛金は、改めてこの申告書によって申告するまでもなく控除の対象とされますから、記載する必要はありません。</p>	<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構や国民年金基金連合会、地方公共団体が発行した証明書類 なお、掛金の金額の多少にかかわらず全てのものについて必要です。</p>

※ 保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により給与の支払者に提供する場合には、この保険料控除申告書に添付すべき証明書類の提出又は提示に代えて、その証明書類に記載されるべき事項を電磁的方法により給与の支払者に提供することができます。